

Radiata Increase



FP2 級 2025 年 5 月 CBT 試験 公表分 実技 個人資産相談業務 過去問解説

注意事項

1. 本試験の出題形式は、事例形式5題(15 問)です。
2. 試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2024 年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
3. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
4. 各問の問題番号は、通し番号になっており、問1から問 15 までとなっています。
5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

【第1問】 次の設例に基づいて、各問(問1～問3)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(45歳)は、妻Bさん(44歳)、長男Cさん(13歳)、長女Dさん(11歳)および二女Eさん(9歳)との5人暮らしである。Aさんは、最近、体調を崩すことが多くあったことから、今後のために、公的年金の遺族給付や健康保険の給付について確認しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん(1979年1月18日生まれ、45歳、会社員)

- ・公的年金加入歴 : 下図のとおり(2025年5月までの期間)
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (24月)	被保険者期間 (266月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

(2) 妻Bさん(1980年9月24日生まれ、44歳、パートタイマー)

- ・公的年金加入歴 : 20歳から大学生であった期間(31月)は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、大学卒業後の10年間(120月)は厚生年金保険に加入。その後は国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん(2011年7月6日生まれ、13歳、中学生)

(4) 長女Dさん(2013年6月21日生まれ、11歳、小学生)

(5) 二女Eさん(2015年10月3日生まれ、9歳、小学生)

※妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんおよび二女Eさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問1

Mさんは、Aさんに対して、公的年金の遺族給付および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Aさんが現時点において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級（①）に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。

子のある配偶者に対する遺族基礎年金の年金額（2024年度価額）は、『816,000円＋子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、第1子・第2子までは1人につき□□□円、第3子以降は1人につき□□□円となります。仮に、Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は（②）円（2024年度価額）となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができ、その年額は（③）円（2024年度価額）となります」

〈語句群〉

- イ. 63,720
- ロ. 78,300
- ハ. 234,800
- ニ. 408,100
- ホ. 612,000
- ヘ. 1,129,100
- ト. 1,207,400
- チ. 1,363,900
- リ. 1級、2級または3級
- ヌ. 1級または2級
- ル. 3級

【答え】

① ス. 1級または2級

●遺族基礎年金の受給対象者

死亡した人に生計を維持されていた人

- ・子のある配偶者
- ・子

※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、
または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の状態にある人

② チ. 1,363,900

●2024 年度の「子の加算額」

第 1 子、第 2 子 … 各 234,800 円

第 3 子以降 … 各 78,300 円

[本問の場合 2024 年度]

A さんには、13 歳・11 歳・9 歳の 3 人の子がいる。

遺族基礎年金の額は、基本年金額に 3 人の子の加算額を加えて計算します。

基本年金額 816,000 円

第 1 子 234,800 円

第 2 子 234,800 円

第 3 子 78,300 円

=1,363,900 円

※備考

・2025 年度の「子の加算額」

第 1 子、第 2 子 … 各 239,300 円

第 3 子以降 … 各 79,800 円

・基本年金額と老齢基礎年金の満額は同じ金額になる。

③ イ. 63,720

●年金生活者支援給付金

2019 年に消費税の引き上げによる低所得者層の負担を軽減するためにできた社会保障制度です。

老齢・障害・遺族それぞれ給付金があります。

・支給額

月額 5,310 円(2024 年度)となります。

5,310 円×12 ヶ月=年額 **63,720 円**となります。

※2025 年度の老齢年金生活者支援給付金の基準額は、月額 5,450 円

問2

Mさんは、Aさんが2025年6月1日時点で死亡した場合に妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額(2024年度価額)を試算した。妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求める下記の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉に基づくこととし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

遺族厚生年金の年金額

$$\begin{aligned} & \left((\text{①}) \text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \square\square\square \text{月} + \square\square\square \text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \square\square\square \text{月} \right) \\ & \times \frac{(\text{②}) \text{月}}{290 \text{月}} \times \frac{\square\square\square}{\square\square\square} = (\text{③}) \text{円} \text{ (円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

【答え】

① 250,000(円)

●遺族厚生年金の年金額の計算

$$=(\text{老齢厚生年金の報酬比例部分の額 } a+b) \times 3/4$$

●被保険者期間が 300 月未満の場合の計算式

$$=(\text{老齢厚生年金の報酬比例部分の額 } a+b) \times \text{300 月} / \text{被保険者期間の月数} \times 3/4$$

① 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年 3 月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

[本問の場合]

〈計算式〉

遺族厚生年金の年金額

$$\left(\left(\text{①} \right) \text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \square\square\square\text{月} + \square\square\square\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \square\square\square\text{月} \right) \\ \times \frac{\left(\text{②} \right) \text{月}}{290\text{月}} \times \frac{\square\square\square}{\square\square\square} = \left(\text{③} \right) \text{円} \quad (\text{円未満四捨五入})$$

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (24月)	被保険者期間 (266月)
	(2003年 3 月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年 4 月以後の 平均標準報酬額40万円)

2003 年以前の標準報酬月額 25 万円

②300(月)

老齢厚生年金の報酬比例部分の計算は、厚生年金保険の被保険者期間が 300 月(25 年)未満の場合、300 月とみなして計算する特例があります。

[本問の場合]

Aさんの被保険者期間 24 月+266 月=290 月で、300 月未満となりますので、**300 月**として計算します。

③485,634(円)

$$a=250,000 \text{ 円} \times 7.125/1,000 \times 24 \text{ 月}=42,750 \text{ 円}$$

$$b=400,000 \text{ 円} \times 5.481/1,000 \times 266 \text{ 月}=583,178.4 \text{ 円}$$

$$a+b$$

$$42,750 \text{ 円}+583,178.4 \text{ 円}=625,928.4 \text{ 円}$$

[遺族厚生年金の額]

遺族厚生年金の年金額を計算する場合、老齢厚生年金の報酬比例部分に **3/4** を乗じます。

※亡くなった人が、「もし生きていたら受けられた老齢厚生年金額」を基準に 3/4(75%)を遺族に支給する仕組み。

$$625,928.4 \text{ 円} \times 300 \text{ 月} / 290 \text{ 月} \times 3/4=485,634.1... \text{ 円}$$

$$=485,634 \text{ 円(円未満四捨五入)}$$

問3

Mさんは、Aさんに対して、全国健康保険協会管掌健康保険の給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Aさんが同一月内に医療機関に支払った医療費の一部負担金等の合計額が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。一部負担金等の合計額の計算にあたっては、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が1万円以上のものが対象となります」

②

「Aさんが業務外の事由による疾病または負傷の療養のために勤務することができずに休業し、勤務先から賃金の支払がなかった場合、所定の手続により、通算して2年を限度として傷病手当金が支給されます」

③

「傷病手当金の額は、休業1日につき、原則として、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の80%に相当する額となります」

④

「Aさんが業務外の事由により死亡し、妻Bさんが埋葬を行った場合、所定の手続により、妻Bさんに対し、埋葬料として5万円が支給されます」

【答え】

① **×**

高額療養費の計算において、医療費の合算対象となるのは、医療機関ごと・入院/外来・医科/歯科別に見た一部負担等が **21,000 円** 以上のものに限られます。

※備考

自己負担限度額は、月に支払う医療費の上限のことで、収入によって人それぞれ違いますが、合算対象の基準額は、合算できる医療費の判断ラインが、一律 21,000 円以上となります。

合算対象は、

- ・医療機関ごと
- ・入院と外来
- ・医科と歯科

と分けて判定し、21,000 円以上の区分だけ合算対象となります。

簡単にいうと、

自己負担限度額は、収入により人それぞれ違いますが、合算に含まれるかの判定は、一律 21,000 円以上が対象となります。

② ❌

傷病手当金	概要	被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み(待機期間)十分な、給与が受けられない場合、支給開始日(休業4日目)から通算して1年6ヶ月間支給されます。
	支給要件	・業務外の病気やケガで療養中であること。 ・療養のための業務ができないこと。 ・3日以上続けて休んでいること。(療養のために仕事を休み始めた日から連続した3日間(待機期間)を除いて、4日目から支給対象) ・給与の支払いがないこと。(ただし、給与が一部だけ支給されている場合は、傷病手当金から給与支給分を減額して支給されます。)
	申請	本人が病院と会社に休んだ証明書を出してもらい、それを協会けんぽに本人が提出。 申請から10営業日以内に支給額が振り込まれる。

《例1》

《例2》

傷病手当金は、支給開始日から起算して通算 1 年 6 ヶ月 です。

③ ❌

傷病手当金は、支給開始日前の直近 12 か月の標準報酬月額を平均をもとに計算し、その 30 分の 1 の、 3 分の 2 (約 67%) の額が 1 日分として支給されます。

傷病手当金額=平均標準日額×3 分の 2

※簡単いうと

給与の約 67%が、1 日あたりの支給額になります。

④ ○

埋葬料は、被保険者本人が亡くなった時、または被扶養者が亡くなった時に、埋葬を行った人に支給される一時金で、一律 5 万円です。

【第2問】 次の設例に基づいて、各問(問4～問6)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(45歳)は、妻Bさん(43歳)および長女Cさん(18歳)との3人家族である。Aさんは、高校で資産形成に関する授業を受けた長女Cさんが株式投資に興味を持ち始めたことを知り、長女Cさんと一緒に株式投資の方法について理解したいと考えている。

そこで、Aさんは、長女Cさんと一緒に、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、同業種のX社株式およびY社株式(いずれも東京証券取引所上場銘柄)を例として、株式投資の方法等について説明を行うことにした。

〈X社株式およびY社株式の情報〉

X社株式 : 株価3,200円、発行済株式数6,000万株、1株当たり年間配当金70円

Y社株式 : 株価2,800円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金20円

〈X社およびY社の財務データ〉

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	2,150億円	3,000億円
負 債 の 部 合 計	750億円	1,900億円
純資産の部合計	1,400億円	1,100億円
売 上 高	3,900億円	4,100億円
営 業 利 益	200億円	185億円
経 常 利 益	210億円	200億円
当 期 純 利 益	135億円	123億円
配 当 金 総 額	42億円	20億円

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問4

Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、株式取引のルール等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「国内株式市場における代表的な株価指標である日経平均株価は、東京証券取引所のプライム市場に上場している銘柄のうち、時価総額上位225銘柄を対象とした修正平均型の株価指標です」

②

「上場株式の売買注文の方法には、指値注文や成行注文があります。指値注文では、高い値段の買い注文が低い値段の買い注文に優先して売買が成立し、同じ値段の買い注文については、寄り付きや引けなどを除き、先に出された注文が後に出された注文に優先して売買が成立します」

③

「上場株式の配当を受け取るためには、普通取引の場合、権利確定日の2営業日前までに株式を買い付け、権利確定日まで売却せずに保有する必要があります」

【答え】

① ✕

時価総額ではなく、**株価**が正しい説明です。

日経平均株価は、東京証券取引所のプライム市場に上場する銘柄の中から選定された 225 銘柄の株価を対象とした株価指標です。

② ○

成行注文	価格を 指定しない で注文を出す
指値注文	価格を 指定 して注文出す

成行注文優先の原則	指値注文より 成行注文が優先 される
価格優先の原則	複数の指値注文がある場合 買い注文は、最も 高い 価格が優先され 売り注文は、最も 低い 価格が優先される
時間優先の原則	同じ条件で複数の注文がある場合、注文時間が 早い 注文が優先される

指値注文は、
価格を指定して行う注文で、取引は 価格の有利な注文が優先され、同じ
価格なら早く出された注文が優先されます。

つまり

価格→ 時間の順で売買が成立する仕組みです。

③ **×**

配当金や株主優待を受け取る権利は、権利確定日に株主名簿に記載されている必要があります。

上場株式等の受渡日(決算日)は、取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後または、**権利確定日の2営業日前**も同じ)となります。

権利付き最終取引日まで保有していれば、その翌営業日(権利落ち日)に、**売却しても権利は失われません。**

※備考

・権利付き最終取引日とは
この日までに株を保有していれば、
配当金や株主優待を受ける権利が発生する最終日。

・権利確定日とは
企業側が株主名簿に記載された株主を確定する日。

[まとめ]

- ①権利付き最終取引日に株を保有
- ↓
- ②受渡し(名義書換)が約定日から3営業日目に行われます
- ↓
- ③権利確定日に株主名簿に名前が載る
- ↓
- ④配当金・株主優待を受け取れる

権利付き最終取引日の後に、権利確定日が来ます。
権利付き最終取引日まで保有すれば、権利確定日の株主名簿に記載されるため、配当金などを受け取るということです。

問5

Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、《設例》の〈X社株式およびY社株式の情報〉〈X社およびY社の財務データ〉に基づき、株式投資の主な投資指標について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。〈答〉は、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを答えること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I

「株式の代表的な投資指標として、PERがあります。X社株式とY社株式のPERを比較すると、X社株式は(①)倍、Y社株式は□□□倍であり、X社株式のほうが低くなっています。一般に、PERが低いほど株価は割安とされていますが、投資を検討する際は、同業種の銘柄のPERの平均値との比較や、別の投資指標による比較も行おうとよいでしょう」

II

「配当金額から企業を評価する代表的な指標として、配当性向と配当利回りがあります。X社の配当性向は(②)%、Y社の配当性向は□□□%であり、X社株式の配当利回りは(③)%、Y社株式の配当利回りは□□□%です。いずれの指標もX社のほうが高くなっています。一般に、配当性向が高いほど株主への利益還元の度合いが大きいと判断されますが、成長性の高い企業が利益を配当せずに再投資して事業拡大を図ることもありますので、配当性向が高い企業が必ずしも優れた企業というわけではありません」

III

「企業の経営の効率性を測る指標として、ROEがあります。X社のROEは□□□%、Y社のROEは(④)%であり、Y社のほうが高くなっています。一般に、ROEが高いほど経営の効率性が高いと判断されますが、ROEの数値だけで企業の経営状況を判断するのではなく、企業の成長性や経営の安全性などについても確認するとよいでしょう」

【答え】

〈X社株式およびY社株式の情報〉

X社株式：株価3,200円、発行済株式数6,000万株、1株当たり年間配当金70円

Y社株式：株価2,800円、発行済株式数1億株、1株当たり年間配当金20円

〈X社およびY社の財務データ〉

	X社	Y社
資産の部合計	2,150億円	3,000億円
負債の部合計	750億円	1,900億円
純資産の部合計	1,400億円	1,100億円
売上高	3,900億円	4,100億円
営業利益	200億円	185億円
経常利益	210億円	200億円
当期純利益	135億円	123億円
配当金総額	42億円	20億円

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

① 14.22(倍)

株価収益率(PER)	株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。 ・PERが高いほど割高・PERが低いほど割安
	PER(倍)=株価÷1株当たり当期純利益(EPS) EPS(1株当たり当期純利益)=当期純利益÷発行済株式数

$$3,200 \text{ 円} \div (135 \text{ 億円} \div 0.6 \text{ 億株}) = 14.222... \text{ 倍} \\ = 14.22 \text{ 倍 (小数点以下第 3 位四捨五入)}$$

② 31.11(%)

配当性向	会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。純利益に対する配当金の割合を示します。
	配当性向 = 1株当たり配当金 ÷ 1株当たり当期純利益 × 100 または 配当性向 = 配当金総額 ÷ 当期純利益 × 100

42 億円 ÷ 135 億円 × 100 = 31.111...%
= 31.11%(小数点以下第 3 位四捨五入)

③ 2.19(%)

配当利回り	株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値です。株価に対して何%の配当を出しているかを示します。
	配当利回り = 1株当たり年間配当金 ÷ 株価 × 100

70 円 ÷ 3,200 円 × 100 = 2.187...%
= 2.19%(小数点以下第 3 位四捨五入)

④ 11.18(%)

自己資本利益率(ROE)	自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標です。ROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。
	ROE(%) = 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100

123 億円 ÷ 1,100 億円 × 100 = 11.181...%
= 11.18%(小数点以下第 3 位四捨五入)

問6

Mさんは、Aさんと長女Cさんに対して、株式取引に係る課税について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)でX社株式を株価 3,200 円で 500 株購入し、購入した年中に株価 3,300 円で全株売却した場合、手数料等を考慮しなければ、譲渡益の金額5万円に対して 20.315%相当額が源泉徴収等されます」

②

「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)でX社株式を株価 3,200 円で 1,000 株購入し、購入した年中に株価 3,100 円で全株売却した場合、手数料等を考慮しなければ、譲渡損失の金額 10 万円について、確定申告をすることにより、最長で5年にわたって繰り越すことができます」

③

「Aさんが特定口座(源泉徴収あり)で購入したX社株式の配当金を同口座に受け入れた場合、当該配当金に係る配当所得については源泉徴収等により課税が終了し、確定申告をすることができないため、配当控除の適用を受けることはできません」

【答え】

① ○

購入時 株価 3,200 円×500 株=160 万円

売却時 株価 3,300 円×500 株=165 万円

譲渡益 165 万円-160 万円=5 万円

源泉徴収ありの特定口座で得た譲渡益(売却益)や配当金に対してかかる税率は、20.315%です。

② ✕

5 年ではなく、3 年となります。

[上場株式等の譲渡損失の特例]

上場株式等の譲渡により生じた損失がある場合、翌年以降 3 年間にわたって株式等の配当や譲渡により生じた所得から控除することができます。

※なぜ株の損失を繰り越すことができるのか？

例

- ・今年 ▲100 万円(損失)→課税なし
- ・来年 +100 万円(利益)→本来は課税対象

今年と来年では、100 万円-100 万円=0 で利益ゼロです。

実質的に利益は出ていませんが、繰越控除がない場合、来年+100 万円(利益)は、課税されてしまいますので、税負担として公平ではありません。

なので、翌年以降 3 年間損失を繰り越すことで、今年の損失を来年に繰り越すことで、利益なし=課税なしとなり、公平になります。

③ **×**

上場株式等の配当金は、特定口座で受け入れたかどうかは、関係ありません。

配当控除は、課税方式(総合課税・申告分離課税・申告不要)により、適用できるかどうかが決まります。

課税方式	方法	長所	短所
総合課税（原則）	総合課税の所得として確定申告する	○ 配当控除の適用あり	✕ 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない
申告分離課税	配当所得を個別に計算して確定申告する	○ 上場株式等の譲渡損失との損益通算できる	✕ 配当控除が受けられない
申告不要制度	20.315%の源泉徴収だけで課税関係を終了することができる	確定申告の手間がかからない	✕ 配当控除が受けられない ✕ 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

配当控除の適用を受けるには、総合課税を選択する必要があります。

【第3問】 次の設例に基づいて、各問(問7～問9)に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん(50歳)は、妻Bさん(44歳)、長女Cさん(21歳)および長男Dさん(13歳)との4人家族である。Aさんは、2024年中に長女Cさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。また、2024年中に一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金を受け取っている。

なお、下記の「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (50歳)： 個人事業主(青色申告者)

妻Bさん (44歳)： パートタイマー(青色事業専従者ではない)。2024年中に給与収入100万円を得ている。

長女Cさん(21歳)： 大学生。2024年中の収入はない。

長男Dさん(13歳)： 中学生。2024年中の収入はない。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 事業所得の金額 : 950万円(青色申告特別控除後)

(2) 不動産所得の金額 : ▲50万円

※損失の金額50万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含んでいる。

(3) 一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金

契約年月 : 2015年7月

契約者(＝保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 500万円

正味払込保険料 : 440万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問7

所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(①)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(②)円)を総所得金額等から控除することができる所得控除です。また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている納税者が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(③)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(④)円)を総所得金額等から控除することができます」

〈数値群〉

- イ. 12,000
- ロ. 24,000
- ハ. 68,000
- ニ. 88,000
- ホ. 100,000
- ヘ. 120,000
- ト. 150,000
- チ. 200,000
- リ. 500,000
- ヌ. 1,000,000
- ル. 2,000,000

【答え】

① ホ. 100,000

医療費控除では、医療費(補填分を差し引いた後)、10 万円を超えた部分が控除対象となります。

※備考

医療費(補填分を差し引いた後)とは

医療費 30 万円を支払った

保険金 10 万円を受け取った

医療費控除の対象となる金額は、30 万円-10 万円=20 万円となります。

② ル. 2,000,000

医療費控除で控除できる金額の上限は、200 万円です。

③ イ. 12,000

セルフメディケーション税制とは、

自分の健康を守るため、市販薬を買った人に対して、税金を安くする制度で、対象医療費の支払額(補填分を差し引いた後)が 12,000 万円を超えた部分が控除の対象となります。

例

- ・年収 400 万円
- ・所得税率 10%
- ・セルフメディケーション対象医薬品購入:5 万円

・控除額

50,000-12,000=-38,000 円

・節税

所得税:38,000 円×10%=3,800 円

住民税:38,000 円×10%=3,800 円

節税効果合計=約 7,600 円

④ ニ. 88,000

セルフメディケーション税制で控除できる金額の上限は、88,000 円です。

問8

Aさんの 2024 年分の所得金額について、次の①、②を答えなさい。

〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される一時所得の金額
- ② 総所得金額

【答え】

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 事業所得の金額 : 950万円 (青色申告特別控除後)

(2) 不動産所得の金額 : ▲50万円

※損失の金額50万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含んでいる。

(3) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2015年 7 月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 500万円

正味払込保険料 : 440万円

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に「不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得」の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

① 5(万円)

一時所得=収入額-支出額-特別控除50万円

500万円-440万円-50万円=10万円

一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となります。

総所得金額に算出する一時所得=10万円×1/2=5万円

② 915(万円)

・事業所得:950 万円

・不動産所得

▲50 万円のうち、土地取得の負債の利子 10 万円は損益通算できません。

▲50万円-10万円=▲40万円

・総所得金額に算入される一時所得の金額:5 万円

総所得金額=950 万円+▲40 万円+5 万円=915 万円

問9

Aさんの 2024 年分の所得税における所得控除に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Aさんは、配偶者控除の適用を受けることはできませんが、配偶者特別控除の適用を受けることができます。配偶者特別控除の控除額は、Aさんの合計所得金額および妻Bさんの合計所得金額に応じた金額となります」

②

「長女Cさんと長男Dさんはいずれも扶養親族に該当し、Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は 101 万円となります」

③

「Aさんの合計所得金額は 2,400 万円以下であるため、基礎控除の控除額は 38 万円となります」

【答え】

本問の解答は、2025 年の税制改正に対応して解説します。

① ✕

【配偶者控除】

概要	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用
適用要件	- 配偶者(内縁関係の人は該当しません) - 納税者と生計を一にしていること。 - 年間の合計所得金額が58万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が123万円以下) - 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

・Aさんの所得は、問8の答え915万円で、要件の1000万円以下です。

・妻Bさんの給与収入100万円は、給与所得控除65万円を差し引くと合計所得金額は35万円となり、要件の58万円以下になります。

よって配偶者控除の適用対象となります。

② ✕

【扶養控除】

概要	扶養親族の合計所得金額が 58万円以下 である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。	
扶養親族の範囲	扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。 (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。 (2) 納税者と生計を一にしていること。 (3) 年間の合計所得金額が58万円以下であること。 (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。	
	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→ 58万円 同居親族以外→ 48万円

長男 D さん(13 歳)は、16 歳未満ですので、対象外です。
 長女 C さん(21 歳)は、特定扶養者となり、控除額は **63 万円**です。

③ ✖

所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額		
	2019年度分まで	2024年度まで	2025年度以降
2,350万円以下	38万円	48万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下			48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円	16万円
2,500万円超		0円(基礎控除なし)	0円(基礎控除なし)

Aさんの所得金額は2,350万円であるため、基礎控除額は58万円となります。

※備考

2025年・2026年の2年間のみ基礎控除に上乗せされる特例があります。

【基礎控除の上乗せ特例】

概要	物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、2025年・2026年の2年間のみ基礎控除に上乗せされる特例ができました。		
合計所得金額	基礎控除額		
	2025年度以降	上乗せ特例	合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
336万円以下		30万円	88万円
489万円以下		10万円	68万円
655万円以下		5万円	63万円
2,350万円以下		0円	58万円
2,400万円以下	48万円		48万円
2,450万円以下	32万円		32万円
2,500万円以下	16万円		16万円
2,500万円超	0円		0円

【第4問】 次の設例に基づいて、各問(問 10～問 12)に答えなさい。

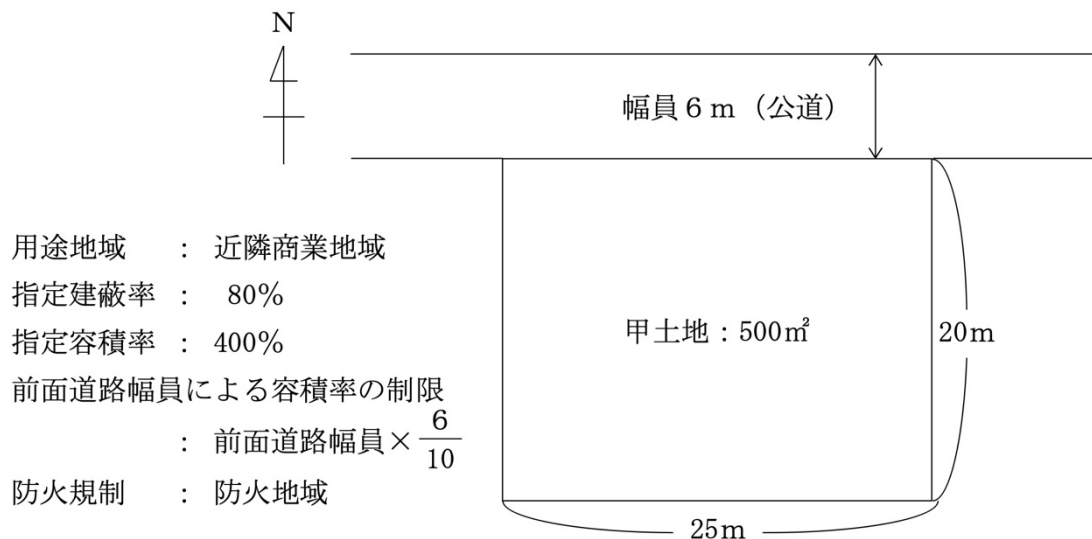
《設 例》

個人事業主のAさん(50歳)は、2年前に父親の相続により甲土地(500㎡)を取得した。甲土地は、父親の代から月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Aさんが甲土地の活用方法について検討していたところ、ハウスメーカーのX社から「甲土地は、最寄駅から徒歩3分の好立地にあり、相応の需要が見込めるため、賃貸マンションの建築を検討してみませんか。Aさんが建築したマンションを弊社に一括賃貸(普通借家契約・マスターリース契約(特定賃貸借契約))していただければ、弊社が入居者の募集・建物管理等を行います」と提案を受けた。

Aさんは、自ら賃貸マンションを経営することも考慮したうえで、X社の提案について検討したいと考えている。

〈甲土地の概要〉



・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

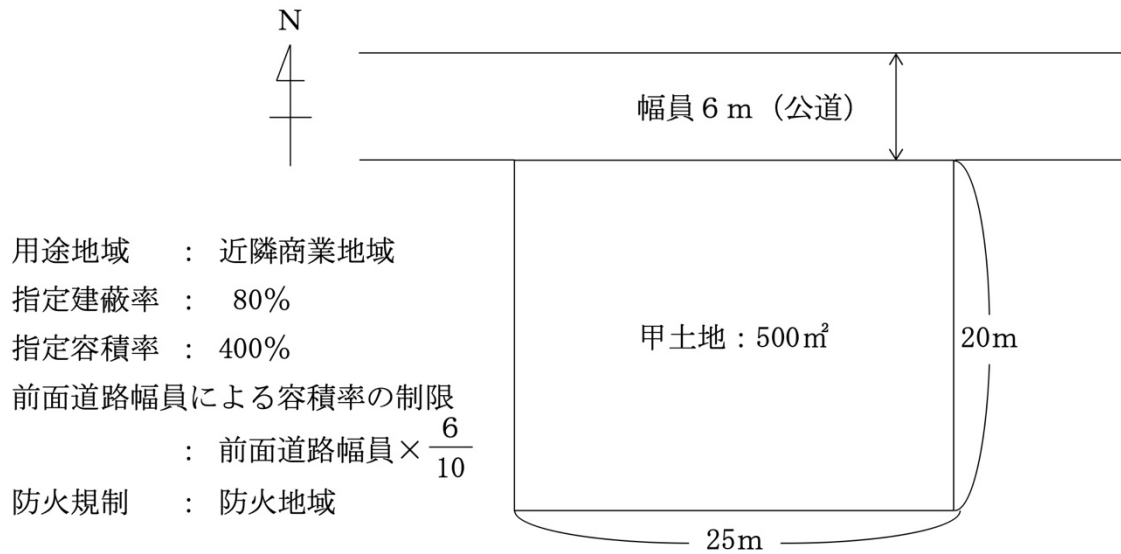
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 10

甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を答えなさい。〈答〉は m^2 単位とすること。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

〈甲土地の概要〉



① 500(m²)

●建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火建築物・準耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[建ぺい率の上限緩和]

・建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物は、建ぺい率の制限なし(100%)

[建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率]

建築面積の上限=500 m²×100%==500 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は500 m²となります。

② 1,800(m²)

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

前面道路6m×6/10=360%

指定容積率は400%で、小さい方を限度としますので360%となります。

延べ面積の上限=500m²×360%(3.6)=1,800m²

② 容積率の上限となる延べ面積は、1,800m²

問 11

Aさんが甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の留意点等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Aさんが、建築したマンションについて自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合は、あらかじめ宅地建物取引業の免許を取得する必要がありますが、マスターリース契約(特定賃貸借契約)により、X社に一括賃貸する場合は、宅地建物取引業の免許は不要です」

②

「Aさんが、建築したマンションについてマスターリース契約(特定賃貸借契約)によりX社に一括賃貸する場合、賃貸期間中におけるマンションの外壁の修繕費用や原状回復費用は、通常、X社が全額を負担することになります」

③

「Aさんが、金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建築する場合、借入金の返済リスクを考慮する必要があります。DSCR(借入金償還余裕率)の値が1.0を超えるときは、賃料収入だけでは借入金の返済ができないことを示しています」

【答え】

① **×**

宅地建物取引業では、「売買」「交換」「賃借の代理・仲介」は免許が必要ですが、
自己所有の建物を貸すだけなら、免許は**不要**です。

	売買	交換	賃貸借
自己所有	必要	必要	不要
代理	必要	必要	必要
仲介	必要	必要	必要

※本問に、マスターリース契約は、関係ありません。

② **×**

マスターリース契約とは、建物を不動産会社(サブリース会社)がオーナーから不動産を一括で借り上げ、その不動産を第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約です。

X 社=借主 ・A さん(オーナー)=貸主の建物賃貸借契約ですので、
建物そのものの大規模修繕(外壁・屋上防水など)や原状回復費用は、
所有者である **A さんが負担**します。

③ **×**

DSCR (借入金償還余裕率)は、元利金返済カバー率のことで、借入金の返済余裕度を見る指標です。

DSCR は 1.0 を上回っている場合、対象不動産から得られる収益だけで借入金を**返済できる**と判断されます。

逆に 1.0 未満の場合は、賃料収入だけでは借入金の返済が困難であることを示します。

問 12

Aさんが甲土地上に賃貸マンションを建築した場合の課税に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「Aさんが甲土地上に賃貸マンションを建築し、不動産取得税および登録免許税を支払った場合、不動産所得の金額の計算上、いずれも必要経費に算入することが(①)。また、甲土地に係る固定資産税について、甲土地上に賃貸マンションを建築した場合、その課税標準を、1戸につき 200 m²までの部分(小規模住宅用地)について課税標準となるべき価格の(②)分の1の額とする特例の適用を受けることができます。なお、賃貸マンションの敷地となる甲土地は、Aさんの相続における相続税額の計算上、貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を1億円、借地権割合を 60%、借家権割合を 30%、賃貸割合を 100%とした場合、甲土地の相続税評価額は(③)万円となります」

〈語句群〉

- イ. 2
- ロ. 3
- ハ. 5
- ニ. 6
- ホ. 4,000
- ヘ. 6,000
- ト. 7,000
- チ. 7,200
- リ. 8,200
- ヌ. できます
- ル. できません

【答え】

① ス. できます

不動産取得税と登録免許税は、不動産を取得するために直接かかった費用なので、
賃貸マンションによる不動産所得の計算では 必要経費に算入できます。

(取得に伴う税金＝資産の取得に必要な支出 → 経費にできる)

② ニ. 6

賃貸住宅の敷地は 小規模住宅用地の特例 が適用され、固定資産税の課税標準は

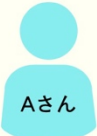
「200 m²までの部分」について 1/6 に減額される。

(住宅用地 → 1/3、賃貸住宅用地 → 1/6 という特例)

③ リ. 8,200

【土地の相続税評価額】

8

 Aさんの自宅 Aさんの土地	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
 Bさんの自宅 Aさんの土地	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
 Bさんの自宅 Aさんの土地	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
 Aさんの貸家 Aさんの土地	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

土地の相続税評価では、自己所有の土地に自己所有の貸家が建っている場合、**貸家建付地**として評価されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{自用地価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}) \\
 &= 1 \text{ 億円} \times (1 - 0.6 \times 0.3 \times 1.0) \\
 &= 1 \text{ 億円} \times (1 - 0.18) \\
 &= 1 \text{ 億円} \times 0.82 \\
 &= \text{8,200 万円}
 \end{aligned}$$

【第5問】 次の設例に基づいて、各問(問 13～問 15)に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社(以下、「X社」という)の代表取締役社長のAさん(70歳)の推定相続人は、妻Bさん(68歳)、長男Cさん(45歳)および長女Dさん(42歳)の3人である。Aさんは、X社の専務取締役である長男Cさんへ事業を承継するにあたり、所有するX社株式の全部を長男Cさんへ贈与することを検討している。

〈X社の概要〉

- (1) 業種 : パン・菓子製造業
- (2) 資本金等の額 : 1,000万円(発行済株式総数20,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している)
- (3) 株主構成 : Aさんが100%保有
- (4) 株式の譲渡制限 : あり
- (5) 従業員数 : 15人

※X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の小」であり、特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株(50円)当たりの年配当金額	8.6円	7.6円
1株(50円)当たりの年利益金額	50円	33円
1株(50円)当たりの簿価純資産価額	480円	426円
株価	—	600円

※すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- (7) X社株式の純資産価額方式による1株当たりの評価額 : 7,000円

〈Aさんの主な所有財産(相続税評価額)〉

- ①現預金 : 5,500万円
- ②X社株式 : 1億1,000万円
- ③自宅
 - 敷地(250㎡) : 5,000万円(注)
 - 建物 : 1,000万円
- ④X社本社
 - 敷地(400㎡) : 8,000万円(注)
 - 建物 : 2,500万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 13

《設例》の〈X社の概要〉に基づき、X社株式の1株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を求める下記の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・ 類似業種比準価額

$$600円 \times \frac{\frac{8.6円}{7.6円} + \frac{50円}{33円} + \frac{480円}{426円}}{3} \times (\text{①}) \times \frac{(\text{②}) 円}{50円} = \square\square\square円$$

・ 類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

$$\square\square\square円 \times (\text{③}) + 7,000円 \times (1 - (\text{③})) = \square\square\square円$$

【答え】

〈X社の概要〉

- (1) 業種：パン・菓子製造業
- (2) 資本金等の額：1,000万円（発行済株式総数20,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成：Aさんが100%保有
- (4) 株式の譲渡制限：あり
- (5) 従業員数：15人

※X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の小」であり、特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	8.6円	7.6円
1株（50円）当たりの年利益金額	50円	33円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	480円	426円
株価	—	600円

※すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

① 0.6

類似業種比準方式は、「対象となる非上場企業」と「事業内容が類似している上場企業」を比較し、非上場株式の評価額を算定する評価方法。類似業種比準方式を適用する際の斟酌率(しんしゃくりつ)で、会社の規模区分に応じて定められています。

※斟酌率とは、非上場株式を相続税で評価する時に使う、調整係数のこと。

会社規模	斟酌率
大会社	0.7
中会社	0.6
小会社	0.5

X社は中会社の小ですので、斟酌率は0.6となります。

② 500(円)

「評価会社(X社)の1株当たりの資本金等の額(額面50円換算)」を表します。

類似業種比準方式では、異なる企業同士を比較できるようにするため、株価・配当・利益・簿価純資産額をすべて1株＝額面50円換算で揃えるルールがあります。

そのため、最後に、実際の1株当たりの価額に戻すための倍率(=1株当たり資本金等の額)を掛けるという仕組みになっています。

[計算式]

- ・X社の資本金等の額 = 1,000 万円
- ・発行済株式総数 = 2 万株

1株当たり資本金等の額 = 1,000 万円 ÷ 2 万株

1,000 万円 ÷ 20,000 株 = **500 円**

③ 0.60

併用方式で非上場株式の評価額を求める場合は、「類似業種比準価額」と「純資産価額方式」のどちらも使いますが、会社の規模によって、それぞれをどの程度反映させるかの割合が決まっています。

X社は設例により「中会社の小」に区分されているため、類似業種比準価額を6割、純資産価額方式を4割の割合で反映させます。

したがって、併用方式の計算式では「類似業種比準価額 × 0.6」という形になり、この **0.6** が③に入る数値となります。

会社規模	原則の評価方式
大会社	類似業種比準方式
中会社の大	(類似業種比準方式 × 0.9) + (純資産価額方式 × 0.1)
中会社の中	(類似業種比準方式 × 0.75) + (純資産価額方式 × 0.25)
中会社の小	(類似業種比準方式 × 0.6) + (純資産価額方式 × 0.4)
小会社	純資産価額方式

問 14

Aさんの相続に関する次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「円滑な遺産分割のための手段として、遺言書の作成をお勧めします。Aさんが公正証書遺言を作成する場合、2人以上の証人の立会いが必要となるため、妻Bさんや長男Cさんを証人としてのご検討ください」

②

「遺言により、相続財産の大半を妻Bさんと長男Cさんに相続させた場合、長女Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が4億円である場合、長女Dさんの遺留分の額は5,000万円になります」

③

「長男CさんがAさんから贈与を受けたX社株式について『遺留分に関する民法の特例』の適用を受ける場合、Aさんの推定相続人全員の書面による合意のうえで、X社株式の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことや、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意時における価額とすることができます」

④

「長男CさんがX社本社の敷地と建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額 8,000 万円）について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額を 4,000 万円とすることができます」

【答え】

① **×**

公正証書遺言の証人には、相続人・受遺者・相続人の子など利害関係者はなれません。

② **○**

遺留分の割合	
遺留分権利者が 父母のみの場合	遺留分権利者が 父母のみ 以外 の場合 (配偶者のみ・子のみ・配偶者と子・配偶者と父母)
遺留分全体= 被相続人の財産× 1/3	遺留分全体= 被相続人の財産× 1/2

遺留分は直系尊属のみが相続人の場合を除き、法定相続分の 1/2 となります。

長女Dの法定相続分：

配偶者 1/2、子 2 人で 1/2 → 長女Dは 1/4

$$\begin{aligned}\text{遺留分} &= \text{法定相続分} \times 1/2 \\ &= 1/4 \times 1/2 = 1/8\end{aligned}$$

$$\text{財産 4 億円} \times 1/8 = 5,000 \text{ 万円}$$

③ **○**

推定相続人全員の書面による合意があれば、特定の株式を遺留分算定の基礎財産から除外したり(除外合意)、
価額を固定したり(固定合意)することが可能です。

④ ✕

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地		
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

特定同族会社事業用宅地等の小規模宅地の特例の減額割合 80%

- ・敷地の評価額：8,000 万円
- ・減額割合：80%

減額分：8,000 万円 × 80% = 6,400 万円

課税価格：8,000 万円 × 6,400 万円 = 1,600 万円

※簡単な計算

減額割合 80% → 20% を課税価格に算入

課税価格：8,000 万円 × 20% = 1,600 万円

この計算方法なら、一発で答えが出る。

問 15

Aさんの相続が現時点で開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額)は1億8,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

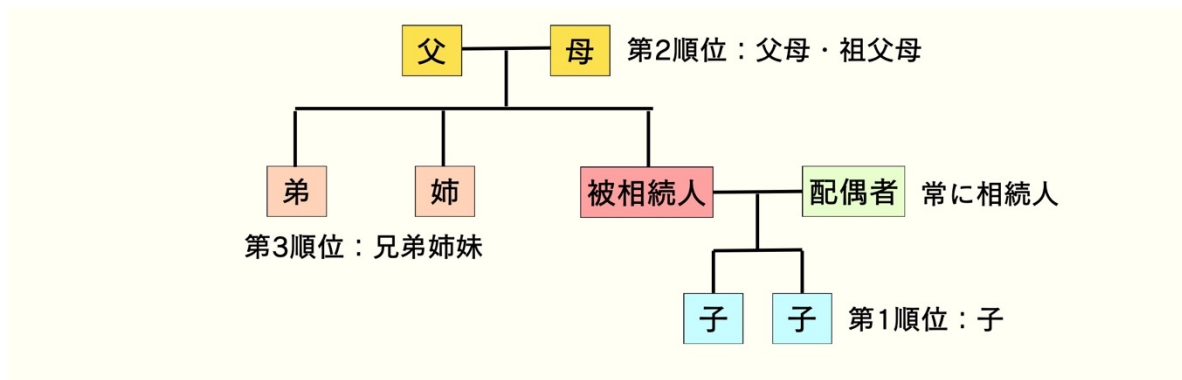
(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		1億8,000万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	(②) 万円
	長女Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

【答え】

＜法定相続人＞



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

＜法定相続分＞

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

① 4,800(万円)

●法定相続人:妻 B さん・長男 C さん・長女 D さん

●遺産にかかる基礎控除額の算出方法

3,000 万円+600 万円×法定相続人の数です。

3,000 万円+600 万円×3 人=① 4,800 万円

② 700(万円)

●課税遺産総額を法定相続人で各人に分配

法定相続分:妻 B さん 1/2・長男 C さん 1/4・長女 D さん 1/4

・妻 B さん:1 億 8,000 万円×1/2=9,000 万円

・長男 C さん:1 億 8,000 万円×1/4=4,500 万円

・長女 D さん:1 億 8,000 万円×1/4=4,500 万円

●各人の相続税額

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に应ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円

・妻 B さん:9,000 万円×30%-700 万円=2,000 万円

・長男 C さん:4,500 万円×20%-200 万円=②700 万円

・長女 D さん:4,500 万円×20%-200 万円=700 万円

③ 3,400(万円)

相続税の総額=2,000 万円+700 万円+700 万円=③3,400 万円

したがって正解は、①4,800 (万円) ②700 (万円) ③3,400 万円

-終-

